

4 . 中小企業・地域経済産業政策

《具体的な施策》

- 2 0 中小企業事業環境の整備
- 2 1 経営革新・創業促進
- 2 2 経営安定・取引の適正化
- 2 3 まちづくりの推進
- 2 4 地域経済の活性化の推進

20. 中小企業事業環境の整備

中小企業庁 参事官室 / 参事官 数井 寛

1. 施策の目的

中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。

2. 施策の背景・概要

資金の約3割を金融機関からの借入に頼っている中小企業の事業継続には円滑な資金調達が不可欠であるが、信用力等が必ずしも十分でなく資金調達の面で困難を抱える多くの中小企業にとって、資金調達環境の整備は引き続き大きな課題であること、海外に現地法人を保有している製造業のうち約3割を中小企業が占めているなど、今や中小製造業事業者にとって海外進出は一般的な経営判断の一部となりつつあるが、情報の入手が困難であるなどの理由から、多くの中小企業者にとって海外展開のリスクは相当程度高いものとなっていること

などを背景に、中小企業の事業環境の整備という観点からは、資金調達のための環境整備及び海外展開のための環境整備が重要である。

このところ景気回復が緩やかになっており、原油価格や海外経済の動向が景気に与える影響について十分

な注視が必要である。特に、中小企業の景況感が悪化する中、業況のよい中小企業と悪い中小企業で借入難易度が二極化するなど、その担保力、信用力の脆弱性等や情報の非対称性の問題から民間からの資金調達には限界がある。

また、中小企業のアジア進出は、近年増加傾向にあり、特に、国内における経常利益の減少の中で生き残りをかけて海外進出を決意した企業も増加している。こうした中、国際展開により中小企業のビジネス全体が高度化、自立化する例も多い。しかしながら、資金・人材等経営資源が限られている中小企業が、独力で海外展開に必要な情報を収集し、的確な判断を迅速に行うことは困難であることから、中小企業の海外進出には、経営基盤を揺るがしかねない事業リスクを伴う。

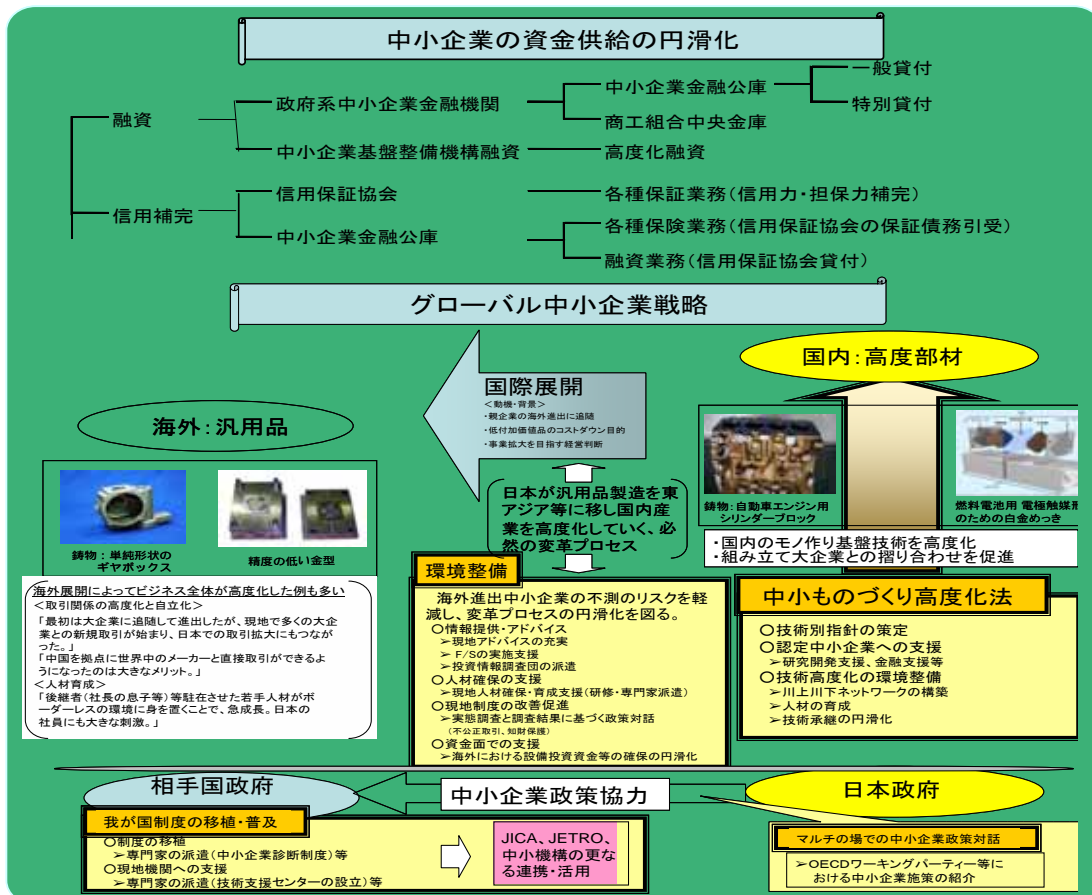
したがって、以下の支援を重点的に実施する。

(1) 資金供給の円滑化

中小企業の多様な資金調達手段の確保や必要かつ十分な資金供給を行うため、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の拡大を推進するなど、政府系金融機関及び信用保証協会を通じて取組を行う。

(2) 国際展開の支援

日本企業が汎用品製造を東アジア等に移していく中で、海外進出をする中小企業の不測のリスクを軽減し、その円滑化を図るため、アドバイス事業等を通じた情報提供、現地における人材確保のための研修等の支援を行う。



3. 具体的な目標とその進捗状況

(1) 資金供給の円滑化						
指標		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
中小企業資金繰りDI(「楽」-「苦しい」)		-5%	-1%	-2%	(調査中)	
保証承諾実績		131629億円	129802億円	136591億円	(調査中)	
政策金融機関 による貸付額	中小企業金融公庫	16353億円	12953億円	10289億円	(調査中)	
	国民生活金融公庫	23583億円	21295億円	18633億円	(調査中)	
	商工組合中央金庫 (短期貸付は除く)	21506億円	21991億円	20729億円	(調査中)	
(2) 国際展開の支援						
指標		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
国際展開に関する入手情報への満足度		91%	94%	93%	93%	70%以上
国際化に関するアドバイス内容への満足度		99%	100%	100%	99%	

4. 施策に対する投入コスト

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
総予算額(億円)	561.0	485.7	437.6	423.3	460.5
総予算執行額(億円)	557.0	483.9	433.9	(執行中)	
実施体制(人)			59	63	

(注)平成16年度及び平成17年度については、補正後の予算額及び執行額。実施体制については、8月時点の数値。

5. これまでの成果と平成20年度の施策展開

<これまでの成果>

中小企業の資金供給の円滑化については、中小企業金融関連の三法案を国会に提出するとともに、信用補充制度の見直しとしては、責任共有制度を導入した。また、政府系金融機関のセーフティネット貸付制度、信用保証協会のセーフティネット保証制度の活用により、原油高や建築着工の遅れの影響を受ける中小企業の資金繰り支援を実施した。

中小企業の国際展開の支援については、情報提供面で、平成19年度(平成20年1月現在)は、1,960件以上の相談に対する国内アドバイスを実施するとともに国際展開ワークショップを42回開催し、いずれも、多くの中小企業者に利用され、高い満足度を得ている。

また、人材育成面では、企業から、現地における専門家指導及び研修事業を通じて、生産ラインの不良率低下や工場稼働率の改善などにより、生産性が著しく向上したといった声が多く聞かれるなど、高い評価を得ている。

中小企業の知的財産権保護対策については、平成18年度は16件、平成19年度は17件の侵害調査を実施。入手した証拠をもとに摘発を行うなどの成果が上がっており、利用者からは高い評価を得た。

中小企業の輸出支援については、輸出支援のための事業における商談件数が5万7千件以上に上るなど(昨年より4万件増)で、高い顧客満足度を達成した。

さらに、中小企業施策の認知度、利用度の一層の向上を目指し、幅広く広報活動を行った。

<平成20年度の施策展開>

政府系金融機関・信用保証協会において、引き続き不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を積極的に推進する。また、資金需要が生じた際の迅速な資金調達の仕組みの構築、金融環境の変化に対応する新たな金融手法の導入等や、創業や新分野等への挑戦資金の調達の円滑化を図る他、政策金融改革における平成20年度10月からの新体制への移行を円滑・確実に実施する。

また、我が国が継続的な経済成長を図る上でもアジア規模での効率的な生産ネットワークの追求など産業構造の高度化を図っていく。このため、汎用性分野をはじめとする中小企業の国際展開に関して、進出先の情報提供体制の充実、資金面での支援、進出先における不正取引是正等現地日系中小企業の円滑なビジネス活動を推進する上での事業環境整備のための政策対話、研修生受入、専門家派遣制度の活用等を行う。

21. 経営革新・創業促進

中小企業庁 参事官室 / 参事官 数井 寛

1. 施策の目的

中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発または新たな生産方式、販売方式の導入などの新事業展開の取り組みを支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。

2. 施策の背景・概要

我が国が、引き続き経済の活力を維持するためには、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める中小企業の事業活動の活性化・発展が不可欠である。そのためには、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行い、新たな事業分野を開拓していくことが必要である。また、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、中小企業自らが、積極的に、消費者ニーズに合った新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供などによる経営力の向上（経営革新）を図ることが重要である。

一方、中小企業が担っている基盤技術は、我が国の産業活動を支え、他の技術や他の産業への波及効果が大きいものの、近年の技術の高度化・専門化に伴い技術開発に係るコストが増大している。また、経営革新や新連携の取組は、中小企業にとっては費用等の負担である。さらに技術情報の川上・川下間での、及び、地域に存在する経営資源についての地域間での「情報の非対称性」が存在することから、中小企業における技術開発、経営革新や新連携といった取組は、市場原理に委ねるのみでは十分に進展しない。

したがって、経営革新や新連携に関わる情報や成果

の全国的な蓄積や、普及を通じた更なる取組の広がりを図り、活性化させることが必要である。

具体的には下記の内容を推進していく。

(1) 中小企業の経営革新等

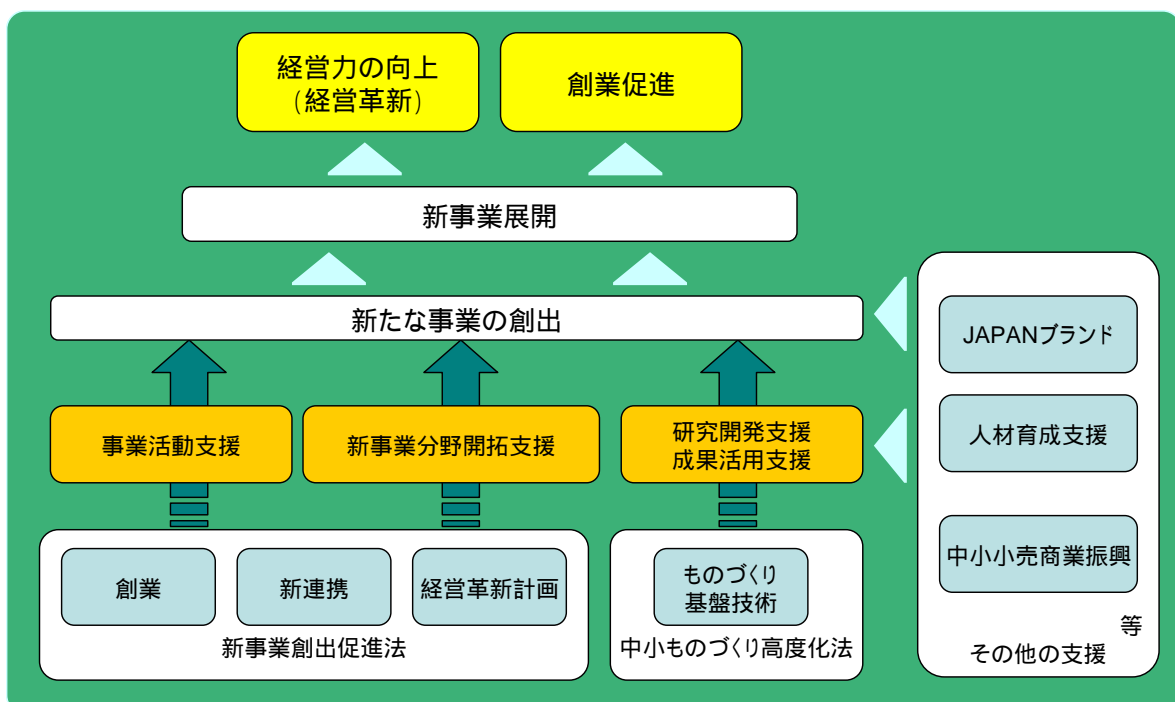
中小企業の経営に関しては、自助努力を基本とし、多様な課題に対応できるよう、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進的な技術の導入、ITの利活用、販路開拓、人材育成などの支援を実施する。また、特に小規模企業の基礎的な経営力強化を図るため、先進的な支援拠点の整備をはじめとする支援の強化を図る。

(2) 中小企業の新事業分野への開拓

中小企業が新事業分野に進んでいくためには、単独での経営資源の脆弱の解消に加え、都市と地方のインフラや情報面での格差の解消等を図るための支援が有効である。このため、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画や中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用事業計画による補助金、設備投資減税、政策金融等の支援をもとに、中小企業に欠けている販路開拓などを中心に人的支援を充実する。

(3) 基盤技術を有する中小企業が活躍できる環境整備

中小企業が研究開発を実施する場合、技術の高度性・専門性ゆえに、研究開発の不確実性、リスクの増大、資金調達能力等が問題となっていることから、制度面、費用面の支援が有効である。具体的には、ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業者を対象に、「中小ものづくり高度化法」の認定を受けた研究開発等計画に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業といった資金面での支援を実施する。また、試験研究費に対する税制面での支援をより実効性のあるものとするため、中小企業技術基盤強化税制といった支援を行う。



3. 具体的な目標とその進捗状況

(1) 経営革新・創業促進						
指標		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
経営革新計画	承認件数	4322件	4421件	5258件	(執行中)	年間5,000件以上
	計画終了後に年3%以上の付加価値額の伸び達成企業割合	49.2%	57.3%	52.2%	(執行中)	50%以上
新連携(平成17年度から取組を開始)	認定件数	/	162件	158件	(執行中)	累積520件
	事業終了後の事業化・市場化達成度	/	()	()	(執行中)	80%
小規模製造業の1事業所当たり出荷額伸び率		92.0%	-	(調査中)	(調査中)	中小製造業と同程度以上の水準
中小製造業の1事業所当たり出荷額伸び率		88.4%	-%	(調査中)	(調査中)	/

()事業計画が3~5年のため事業終了案件はまだない。ただし、平成17年度及び18年度認定案件320件のうち230件については既に事業化。(平成19年12月末時点)

4. 施策に対する投入コスト

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
総予算額(億円)	131.2	177.2	329.9	433.8	436.5
総予算執行額(億円)	113.6	143.6	274.5	(執行中)	/
実施体制(人)	/	/	73	76	/

(注)平成16年度及び平成17年度については補正後の予算額及び執行額。実施体制については8月時点の数値。

5. これまでの成果と平成20年度の施策展開

<これまでの成果>

中小企業の異分野連携による新事業活動を支援する新連携対策については、中小企業からのニーズ・関心も高く、事業開始初年度から順調に計画を認定しているとともに、認定計画の中には既に事業化・市場化を達成しているものもあり、着実に成果が出てきている。

また、地域資源については3月6日現在において299件の事業計画の認定を行った。

小規模事業者に対する支援についても、全国商工会連合会・日本商工会議所等において、年間約500万件の相談に対応している。また、創業や経営革新に係る支援策である創業塾や経営革新塾において、受講者がのべ7.9万人に達するなど、成果をあげてきた。

また、中小企業のものづくり基盤技術については、平成18年度までに指定している19の技術分野に新たな1技術を追加し支援対象の拡充を図り、「中小企業の特定制ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」に基づき中小企業が策定する研究開発計画

を対象に支援を展開してきた。

<平成20年度の施策展開>

最近の地域毎の経済状況を見ると、依然として、大都市圏以外での回復の遅れが目立っている。こうした回復の遅れが目立つ地域経済の活性化のためには、意欲ある小規模事業者の支援強化に資する情報システムの構築や地域拠点を整備、地域中小企業の再生支援のための中小企業再生支援ネットワークの強化、中小企業における人材能力の向上のための団塊世代(新現役)の活用、地域資源活用プログラムの推進による各地域の「強み」である地域資源を活用した新商品・新サービスの創出の支援などの施策を総合的に展開し、中小・小規模企業の底上げ・潜在力の発揮により中小企業の持続的成長を促していく。

また、我が国には加工・部品等の分野で世界的な競争力を持つ中小・中堅企業が多数存在しているが、これら中小企業には、自動車、電機、電子産業を支える高度部品・材料産業が多く含まれ、世界をリードする新産業を産み出す基盤となっている。我が国産業の国際競争力強化の観点から、引き続き、これらモノ作り中小企業の活性化を図っていく。

22. 経営安定・取引の適正化

中小企業庁 参事官室 / 参事官 数井 寛

1. 施策の目的

下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化に向けた総合的な支援策や中小企業税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。

2. 施策の背景・概要

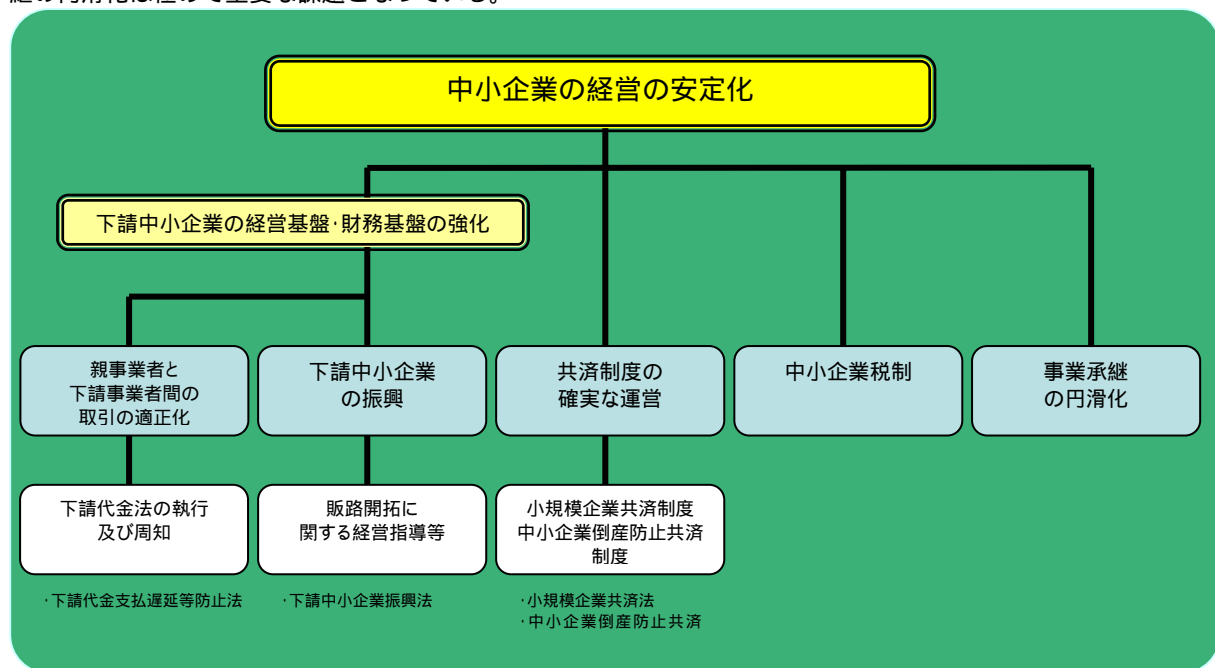
このところ景気回復が緩やかになっており、原油価格や、海外経済の動向が景気に与える影響について十分な注視が必要である。また、中小企業では景況感の悪化が見られる。さらに、近年企業活動の国際化による産業構造の変化、海外も含めたコスト競争の激化、企業間取引における情報化の進展等により、中小企業を取り巻く経済環境は著しく変化している。

特に経営基盤・財務基盤が脆弱な下請中小企業については、これまでの景気の低迷に加え、従来の系列的な下請分業関係の流動化、親事業者の事業再編といった環境変化により、経営環境が好転したとは言えない状況にある。

こうした、下請中小企業の経営の安定化・経営基盤の強化のためには、親事業者と下請事業者間の取引の適正化、中小企業の受注機会増大、下請中小企業の新しい取引先の開拓や製品開発能力を高めていくこと、さらには、廃業や倒産に備える共済制度の確実な運用が必要である。加えて、近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の確保の観点から、中小企業の事業承継の円滑化は極めて重要な課題となっている。

これを解決するため、以下の内容に取り組む。

- (1) 親事業者と下請事業者間の取引の適正化
親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、市場原理に委ねることが困難であるため、「下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)」に基づき、親事業者に対し、下請取引の規制を遵守させる。また、下請代金法の周知、理解の増進に努め、親事業者と下請事業者との取引の適正化、健全な事業環境の構築を図る。
- (2) 下請中小企業の振興
取引あっせん等に係る情報提供や経営指導等を行い、下請中小企業の販路拡大を図る。また、親事業者に対する交渉力を高め、下請構造からの自立化を図るための研修を行い、下請中小企業の経営基盤を強化する。
- (3) 共済制度の確実な運用
共済制度の安全・確実な運用により、共済金給付水準の確保や信用審査を行わず無担保・無保証による貸付を行い、小規模企業共済制度により廃業後の生活安定の確保や、中小企業倒産防止共済制度により取引先の倒産による連鎖倒産の防止を図る。
- (4) 中小企業の事業承継の円滑化
中小企業の事業承継の円滑化を総合的に支援するため、廃業と開業のマッチングなどのサポートや、事業承継税制の抜本拡充、事業承継に際しての資金ニーズに対応するため制度融資の強化を図る。
- (5) 中小企業税制
中小企業の生産性向上・成長の底上げに不可欠なIT投資の加速等を図るため、中小企業関連税制の整備を図る。



3. 具体的な目標とその進捗状況

(1) 親事業者と下請事業者間の取引の適正化					
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
下請代金法の違反件数	3,200件	2,202件	2,085件	(執行中)	2,500件
下請代金法立入検査件数	2,216件	1,598件	1,038件	(執行中)	1,100件
(2) 下請中小企業の振興					
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
下請取引あっせん件数	34,603件	35,033件	35,742件	(執行中)	36,000件
(3) 共済制度の確実な運用					
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
小規模企業共済制度加入件数	81,552件	91,052件	92,961件	(調査中)	95,000件
中小企業倒産防止共済制度加入件数	13,856件	13,545件	15,004件	(調査中)	25,000件

4. 施策に対する投入コスト

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
総予算額(億円)	20.2	5.4	5.9	4.9	28.8
総予算執行額(億円)	18.5	3.7	4.2	(執行中)	
実施体制(人)			40	36	

(注)平成16年度及び平成17年度については、補正後の予算額及び執行額。実施体制については、8月時点の数値。

5. これまでの成果と平成20年度の施策展開

<これまでの成果>

下請代金法の運用において、毎年立入検査を実施し、法令違反に対して改善指導等を行うことにより、健全な事業環境が構築されてきた。また、共済制度に関しては、小規模企業共済制度は、在籍件数170万件、共済金等の支給実績累計6兆8千億円、中小企業倒産防止共済制度は、在籍件数30万件、共済金の貸付実績累計1兆7千億円にのぼり、中小企業の廃業後の生活安定や取引先の倒産による連鎖倒産を防止するなど、成果を上げている。

<平成20年度の施策展開>

引き続き、下請代金法の適切な執行等により、親事業者と下請事業者との取引の適正化を図り、健全な事業環境を構築する。また、共済制度についても確実な運用を行い、中小企業の経営安定化を図る。

また、中小企業の事業承継の円滑化を総合的に支援するため、廃業と開業のマッチングなどをサポートする。また、事業承継者の自社株式に係る相続税負担は、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因であることから、事業承継税制を抜本拡充(平成21年度税制改正)し、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。さらに事業承継に際しての資金ニーズに対応するため制度融資を強化する。

加えて、中小企業投資促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例、創業5年以内の中小企業の欠損金の繰戻還付制度等について延長等を行う。

23. まちづくりの推進

商務流通グループ 参事官室 / 参事官 大下 政司
 中心市街地活性化室 / 室長 田所 創
 中小企業庁 参事官室 / 参事官 数井 寛
 商業課 / 課長 杉浦 好之

1. 施策の目的

市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場（人が住み、育ち、学び、働き、集い、交流する場）としての中心市街地を再生することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。

2. 施策の背景・概要

中心市街地は、都市において人、モノ、情報が集積する場所であり、地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展による郊外への居住の移転、大規模店舗の郊外立地、更に病院、学校等の都市機能の郊外移転等様々な要因から、中心市街地が空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となっている等の問題が深刻化している。

今後、少子高齢化や人口減少が進行すると予測される中、こうした状況を放置すれば、長い年月をかけて培われてきた地域ストックの損失や、中心市街地がも

つコミュニティ機能の低下につながるおそれがある。一部の地域では中心市街地に持ち直しの動きがみられるものの、多くの中心市街地では厳しい状況が続いていることから、地域の自律的な復興が不可能になってしまうほど低迷する前に、回復軌道へと回帰させることが必要である。

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図るため、平成18年に改正された中心市街地活性化法（新法）に基づき、地域の創意工夫を活かした意欲的な市町村の基本計画を内閣総理大臣が認定し、認定された基本計画に対し、法律の特例措置、予算等の支援、税制等の支援を国が重点的に実施していく。

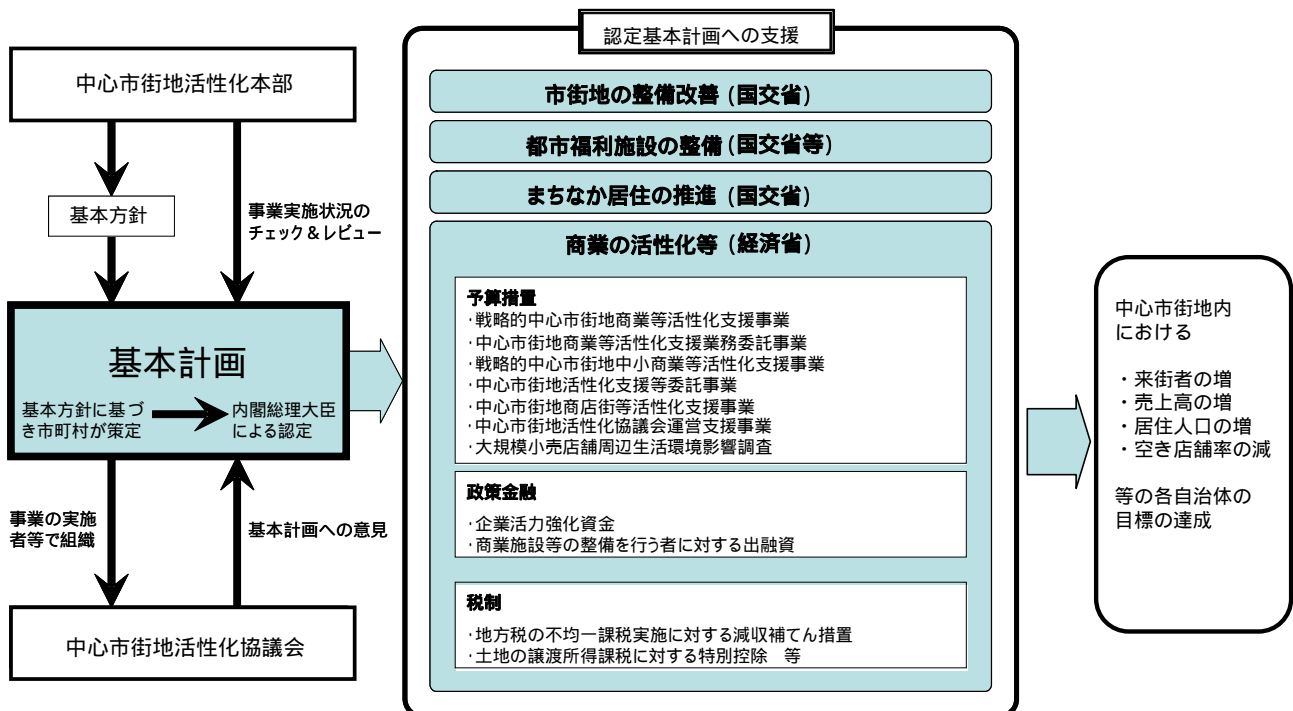
経済産業省としては、認定された基本計画に基づく事業者による商業活性化への取組に対して各種支援策を有効に講ずるとともに、認定に向けて意欲的に取り組む市町村に対しては、まちづくり専門家の派遣などを通して、支援・助言を行う。

(1) 認定を受けた基本計画に対する支援

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、認定を受けた基本計画に基づく中心市街地で、商店街・事業者等が行う商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の運営等に対して「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」により支援する。

(2) その他中心市街地の活性化に資する支援

人材やノウハウの不足に対し、診断の実施、先進事例に関する調査等の実施、勉強会・セミナー等の開催、専門家派遣等により支援する。



3. 具体的な目標とその進捗状況

3年間で100の基本計画の認定、認定を受けた各基本計画における経済活力の向上に係る目標の100%達成。					
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H21年10月)
認定基本計画の数			2	(執行中)	累積100件
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の採択件数			22件	(執行中)	
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の執行額(億円)			23.3億円	(執行中)	

(注) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(平成18年度)については、旧法に基づく執行を含む

4. 施策に対する投入コスト

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
総予算額(億円)			70.6	71.1	81.0
総予算執行額(億円)	88.8	73.3	28.6	(執行中)	
実施体制(人)			21	20	

(注) 経済産業省調べ。
実施体制については、8月時点の数値。

5. これまでの成果と平成20年度の施策展開

<これまでの成果>

平成18年に中心市街地活性化法を改正し、市街地の整備改善や商業等の活性化に加え、公共公益施設等の都市機能を集約・整備すること、まちなかでの居住を進めること等を総合的かつ一体的に進めることにより、多様なサービスを身近に享受することのできるコンパクトなまちづくりを進める仕組みを構築した。

新法に基づき、平成20年1月末時点において、24市の基本計画が内閣総理大臣の認定を得て、具体的な取組を進めているところである。全ての認定基本計画には、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の活用が記載されており、このうち、19年度には20事業に対して支援を行った。

また、この他にも70(平成20年1月末時点)の地域で中心市街地活性化協議会が設立され、基本計画の認定申請に向けた取組が着実に進められており、当省では、協議会の運営に対する補助、セミナー、勉強会の開催、専門家の派遣等を通じて支援を行った。

<平成20年度の施策展開>

平成19年度に引き続き、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携し、商業活性化の観点から引き続き重点的に支援する。

特に「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」については、中心市街地のにぎわいを回復を図るための中核的事業として、商店街・商業者、民間事業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て行う商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の運営等に対し引き続き積極的に支援する。

24. 地域経済の活性化の推進

地域経済産業グループ 政策調整官室 / 政策調整官 横田俊之

1. 施策の目的

地域に存在する企業・大学等による広域的なネットワーク形成の促進により、国際競争力のある産業群の創出・発展を促進するとともに、各地域の実情、特性に応じ、地域の強みを活かした企業立地の促進や地域における新たな事業活動への支援を通じて、地域産業の活性化と社会的課題の解決を図る。

2. 施策の背景・概要

少子高齢化と人口減少時代の到来、グローバル化と国際競争の激化など、経済社会環境が変化し続ける中で我が国が引き続き経済成長を達成するためには、地域経済も伴って成長していくことが重要である。一方、地域の実情は多岐にわたり様でないことから、地域経済の活性化にはきめ細かな対策が求められている。

第一に、地域に立地する産業が自立的に発展し国際競争力を持った経済・産業となるためには、従来のように、地域/地方という物理的距離の狭い範囲における活動に制限するのではなく、商圈を日本全体・全世界をも視野に入れた展開を構想していく必要があるが、そのためには、全国的な視点から、人材、技術、情報等のリソースのネットワーク化や再配分を行うことを通じて、地域の強みを生かしていくこと、我が国が競争優位を発揮する産業群や今後市場拡大が見込まれる新産業群を創出していくこと、が重要である。

第二に、地理的制約等により大規模な企業立地が期待できない地域では、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組による自立的発展を後押ししていく

ことが必要である。地域に存在する地域資源の活用や地域の基幹産業である農林水産業とその関連産業の活性化を進めること等により、自立的発展を可能とするための基盤を構築することが急務となっている。

また、近年、地域社会においては、高齢者・障害者の介護福祉、まちづくり・まちおこし等、様々な社会的課題が顕在化しつつある。こうした社会的課題に対しては、従来、公的セクター（行政）が解決策を提供してきたが、地域の住民や民間事業者がビジネスとして取り組んでいる地域も現れている（コミュニティビジネス（C B））。民間ビジネス手法の導入による効率性と地元を知り大事にする個人の気持ちが連携することは、より効果的な問題解決につながり地域社会の安定化に貢献するとともに、地域における新たな起業や雇用機会の創出等を通じた地域の経済活性化にも繋がると期待されるものである。

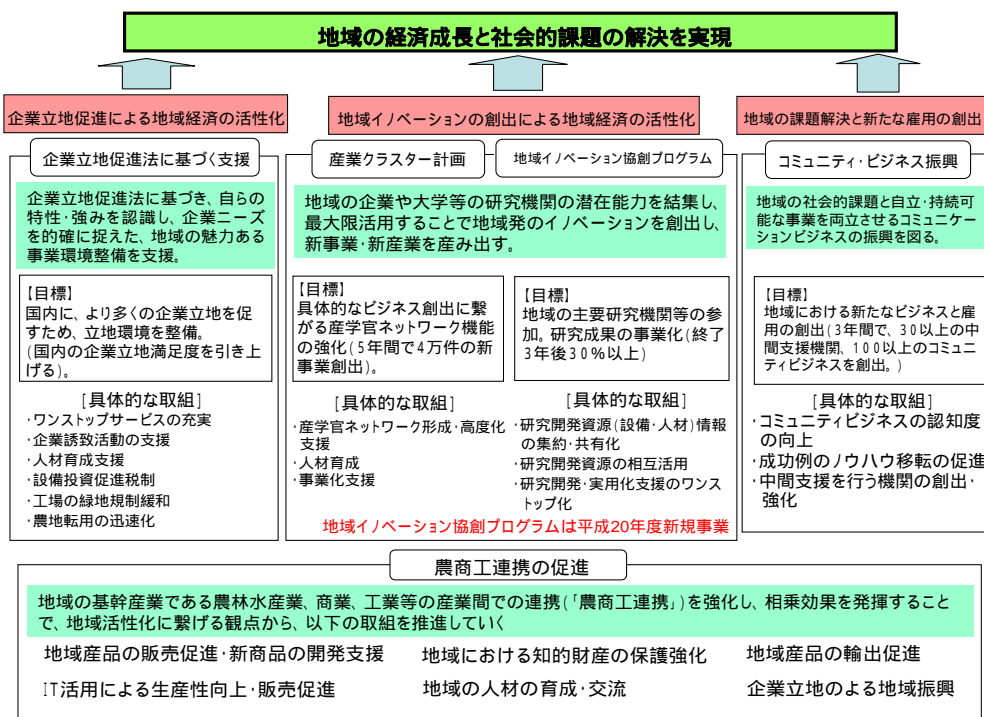
以上の観点から、地域経済を活性化するためとして、下記の内容に取り組んでいく。

(1) 企業立地促進による地域経済の活性化

地域の強みを活かした特色ある企業立地の促進を通じて、国際的にみた立地環境の魅力向上に取り組む。具体的には、周辺諸国における取組を踏まえながら、企業立地の促進を図るため、ワンストップサービスの充実や、人材育成、産業施設の整備を支援し、地域の強みや特色を活かした産業集積を形成・活性化の取組を促進する。

(2) 地域イノベーション創出による地域経済の活性化

裾野の広い地域経済の活性化を図っていくためには、地域の企業・大学等の研究機関の潜在能力を結集し、最大限活用することで地域発のイノベーションを創出し、新事業・新産業を産み出していくことが必要である。そのため、平成13年から実施してきた「産業クラスター計画」を推進することに加え、企業と大



学等との産学官の共同研究開発を促進することによって地域発のイノベーションが次々と創出されることを目的とする「地域イノベーション協創プログラム」を平成20年度に新たに創設し、各研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業等への利用解放の促進等、研究機関同士により強固な連携を構築していく。

(3) 農商工連携の促進

地域の基幹産業である、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を促進することによって、地域経済の総合力を増大させ、地域に恒常的な雇用や所得をもたらすことが期待できることから、「農商工連携」の取組を推進していく。具体的には、農林水産省と連携をとりながら、地域産品のPRに関するキャンペーンを展開していくほか、地域産品に関する販売促進、新商

品開発の支援等を行っていく。

(4) コミュニティビジネスへの取組の促進

地域社会においては高齢者・障害者の介護福祉から、共働き支援、青少年・生涯教育、まちづくり、観光、環境保護に至るまで、様々な社会的課題が顕在化しつつある。今後、量・多様性共に増大していくことが予想される地域の社会的課題に対して、地域の住民や民間事業者がビジネスとして取り組み（コミュニティビジネス（CB））、より効率的・効果的に解決することができれば、行政コストが削減されるだけでなく、地域における新たな起業や雇用の機会創出等を通じた地域活性化に繋がると期待される。CBは、地域の自立的・持続的な発展・活性化を実現するものであるため、その創出・成長を促進していく。

3. 具体的な目標とその進捗状況

産業クラスター計画の推進（平成18年度より産業クラスター計画第 期開始）					
指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	目標値
産業クラスター計画参画企業数	5,800社	6,100社	9,800社	集計中	
産業クラスター計画連携大学数	220校	250校	290校	集計中	
産業クラスター計画における新事業開始件数	12,776件	14,756件	9,729件	集計中	40,000件 (18～22年度累計)

4. 施策に対する投入コスト

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総予算額			310億円	277億円	212億円
総予算執行額	222億円	246億円	261億円	(執行中)	
実施体制			60人	60人	

(注) 実施体制については、8月時点の数値。

5. これまでの成果と平成20年度の施策展開

< これまでの成果 >

産業クラスター計画は、平成13年度から17年度の第 期が終了。第 期では、新事業開始件数が50,500件あり、目標としていた4万件を上回った。

その他にも、この間の産業クラスター参画企業の業績推移（平均値）を見ると、売上高、利益が大きく上昇する等、着実に効果が現われている。

また、企業立地促進法に基づき、地域の企業立地計画（基本計画）を策定し、国の同意を受けた地域、件数は、平成19年6月の法施行以降、35道府県74計画となり（平成20年2月現在）多くの地域で、地域の強みを活かした特色ある企業立地の取組が行われてことが伺える。

< 平成20年度の施策展開 >

平成20年度の施策展開に当たっては、企業立地促進法に基づく、各地域の企業立地の促進による地域活性化の取組を引き続き支援していく。

また、19年度から開始した「農商工連携」の促進に関しては、農林水産省と連携をとりつつ、地域産品のPRキャンペーンを展開していくほか、地域産品に関する販売促進、新商品開発支援を行っていく。

一方、地域イノベーションの創出による地域経済の活性化のため、「産業クラスター計画」の推進に加え、平成20年度からは「地域イノベーション協創プログラム」を創設したところであり、各研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業等への利用解放等、研究機関同士により強固な連携を構築していく。

他方、コミュニティビジネスの取組の促進に関しては、19年度から引き続き、人材の発掘・育成に加え、コミュニティビジネスの認知度向上に向けた啓発・広報及び普及活動の推進に取り組んでいく。